

## 船舶法施行細則（総トン数20トン以上の日本船舶）

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 未登録船舶の信号符字の点附申請
- ② 手続根拠 : 船舶法施行細則第18条
- ③ 手続対象者 : 船舶所有者
- ④ 提出時期 : 未登録船舶に信号符字の点附を必要とするとき又は信号符字の点附を取り消したいとき
- ⑤ 提出方法 : 申請書を船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : なし
- ⑧ 申請書様式 : 未登録船舶の信号符字内定申請書
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる地方運輸局又は運輸支局等にお問い合わせください。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へ提出してください。  
国土交通省
  - 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 0134-27-7182
  - 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 022-791-7516
  - 関東運輸局海上安全環境部監理課 045-211-7222
  - 北陸信越運輸局海事部船舶安全環境課 025-244-6113
  - 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 052-952-8021
  - 近畿運輸局海上安全環境部監理課 06-6949-6423
  - 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 078-321-7052
  - 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 082-228-8794
  - 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 087-825-1189
  - 九州運輸局海上安全環境部監理課 092-472-3173
  - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせください。
- ③ 相談窓口 : 船籍港を管轄する地方運輸局又は運輸支局等へお問い合わせください。

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 船舶登録前の信号符字内定の必要性について確認する
- ② 標準処理期間 : 5日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

未登録船舶の { 船舶番号  
信号符字 } 内定申請書

年 月 日

運輸局長（運輸支局長・海事事務所長）等 殿

申請者の氏名又は  
名称及び住所

印

下記船舶の { 船舶番号  
信号符字 } の内定を申請します。

記

1. 船 名
2. 用 途
3. 総トン数（計画総トン数）
4. 船 籍 港
5. 無線施設の有無
6. 竣工予定年月日
7. 造船者の氏名又は名称  
及び住所
8. 所有者の氏名又は名称  
及び住所

備考：氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。